

議案第 8 号 指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第 8 号は，指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等の施行に伴い，関係条例の整備を行うため，柏市養護老人ホーム設備運営基準条例ほか 11 条例の一部を改正しようとするものです。

主な内容は，次のとおりです。

1 対象条例

- (1) 柏市養護老人ホーム設備運営基準条例（改正条例第 1 条関係）
- (2) 柏市特別養護老人ホーム設備運営基準条例（改正条例第 2 条関係）
- (3) 柏市軽費老人ホーム設備運営基準条例（改正条例第 3 条関係）
- (4) 柏市指定居宅サービス等事業人員設備運営基準等条例（改正条例第 4 条関係）
- (5) 柏市指定介護予防サービス等事業人員等基準等条例（改正条例第 5 条関係）
- (6) 柏市指定介護老人福祉施設人員設備運営基準等条例（改正条例第 6 条関係）
- (7) 柏市介護老人保健施設人員等基準条例（改正条例第 7 条関係）
- (8) 柏市指定地域密着型サービス事業人員設備運営基準等条例（改正条例第 8 条関係）
- (9) 柏市指定地域密着型介護予防サービス事業人員等基準等条例（改正条例第 9 条関係）
- (10) 柏市指定居宅介護支援等事業人員運営基準等条例（改正条例第 10 条関係）
- (11) 柏市指定介護予防支援等事業人員等基準等条例（改正条例第 11 条関係）
- (12) 柏市介護医療院人員等基準条例（改正条例第 12 条関係）

2 1 に掲げる各条例がそれぞれ適用する省令（以下「基準省令」という。）において書面で行うことが規定等されているものについては，書面に代えて，当該書面に係る電磁的記録により行うことができることとされたことに伴い，各条例の規定の整備を行うこと（改正条例第 1 条から第 12 条まで関係）。

- 3 基準省令において養護老人ホーム等がその職員等に対し虐待の防止のための研修を定期的実施することとされたことに伴い、各条例の相当規定の整備を行うこと（改正条例第1条から第9条まで及び第12条関係）。
- 4 基準省令において指定認知症対応型共同生活介護事業所及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所が有する共同生活住居の数について原則1又は2とされていたものが原則1以上3以下とされたことに伴い、各条例の相当規定の整備を行うこと（改正条例第8条及び第9条関係）。
- 5 令和9年3月31日までの間は、令和3年3月31日までに指定を受けている居宅介護支援事業所（同日において当該事業所における管理者が主任介護支援専門員でないものに限る。）については、引き続き、同日における管理者である介護支援専門員を管理者とすることができることとする（改正条例第10条関係）。
- 6 病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の病床を令和6年3月31日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の浴室については、新築、増築又は全面的な改築の工事が終了するまでの間は、特別浴槽の設置は求めないこととする（改正条例第12条関係）。
- 7 養護老人ホーム等が行う虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催、職員等に対する研修の実施等について、3年間の経過措置を設けること（改正条例第1条から第12条まで関係）。
- 8 感染症又は非常災害の発生時において養護老人ホーム等が入所者等に対する処遇等を継続的に実施すること等を行うための計画の策定、職員等に対する研修の実施等について、3年間の経過措置を設けること（改正条例第1条から第12条まで関係）。
- 9 指定訪問介護事業者等が行う感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催、職員等に対する研修の実施等について、3年間の経過措置を設けること（改正条例第4条、第5条及び第8条から第11条まで関係）。
- 10 養護老人ホーム等が職員等に対し認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じることについて、3年間の経過措置を設けること（改正条例第1条から第9条まで及び第12条関係）。
- 11 養護老人ホーム等が事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者を置くことについて、6か月間の経過措置を設けること（改正条例第1条から第3条まで、第6条から第8条まで及び第12

条関係)。

12 この条例は、令和3年4月1日から施行すること。